

議案第12号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月28日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に関する手数料の算定方法等を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3項中「部分又は」を「部分若しくは」に、「場合は」を「場合又は共用廊下等の部分を除く場合にあっては」に改める。

別表第2 5 (2)ア (ア)中「をいう」を「をいう。以下同じ」に改め、同表5 (2)ア (イ)中「仕様基準（省令第1条第1項第2号イ (2)及び同号ロ (2)）」を「外皮性能モデル基準（省令第1条第1項第2号イ (2)及び同号ロ (2)に定める基準をいう。以下同じ。）又は仕様基準（省令第1条第1項第2号イ (3)及び同号ロ (3)）」に改め、同表5 (2)イ (ア) a 中「（省令第1条第1項第2号イ (1)及び同号ロ (1)又は同項第3号に規定する基準をいう。）」を削り、同表5 (2)イ (ア) b 中「仕様基準」を「外皮性能モデル基準又は仕様基準」に改め、同表備考第4項中「同法」を「建築物省エネ法」に改め、同表備考中第10項を第15項とし、第9項の次に次の5項を加える。

10 建築物省エネ法第29条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等を設ける場合における認定の申請に関する事務手数料の額は、同項に規定する申請建築物を1の建築物として算定した額と、当該申請に係る他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）を1の建築物として棟ごとに算定した額とを合算した額とする。

11 建築物省エネ法第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更をする場合における事務手数料の額は、当該変更のある建築物（国土交通省令で定める軽微な変更

をする建築物を除く。)を1の建築物として棟ごとに算定した額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物を新たに追加する場合における当該他の建築物に係る事務手数料の額は、3に定めるところによる。

1 2 建築物省エネ法第30条第1項の規定による認定を受けた他の建築物に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務手数料の額は、エネルギー消費性能の評価方法が当該認定と同じ場合に限り、当該他の建築物の非住宅部分の用途を1(1)に定める用途とみなして算出した額とする。

1 3 建築物省エネ法第30条第1項の規定による認定を受けた他の建築物に関する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務手数料の額は、エネルギー消費性能の評価方法が当該認定と同じ場合に限り、当該他の建築物の非住宅部分の用途を2(1)に定める用途とみなして算出した額とする。

1 4 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請において共同住宅の共用部分を除く場合における事務手数料の額は、当該認定申請に係る建築物の床面積から当該共用部分の床面積を減じて得た床面積により算出した額とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。